

呉市教育委員会会議録
(平成29年9月27日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成29年9月27日定例会

- 1 開催日時 平成29年9月27日(水) 15:03開会
15:30閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 佐々木元子
欠席委員 委員 香川治子
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 傍聴者 0人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第33号 臨時代理の承認について（契約の締結について（和庄中学校体育館建設工事））
- (4) 報告第22号 呉市学校給食共同実施校における米飯提供について
- (5) 報告第23号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

(15:03)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
本日、香川委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、船尾委員・森尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成29年8月22日定例会について報告)

教議第33号 臨時代理の承認について（契約の締結について（和庄中学校体育館建設工事））

教 育 長 それでは、日程第3の教議第33号「臨時代理の承認について（契約の締結について（和庄中学校体育館建設工事））」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 教議第33号「臨時代理の承認について」（契約の締結について（和庄中学校体育館建設工事））について、御説明いたします。

資料1ページをお願いします。

本件は、和庄中学校体育館建設工事の契約締結について、契約金額が1億5千万円を超えるため、9月議会への上程に向けて、緊急に処理する必要性が生じたことから、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

本工事は、呉市立和庄中学校において、鉄骨造、2階建て、延べ面積843.84平方メートルの体育館を建設するものでございます。

契約の相手方でございますが、事後審査方式、一般競争入札として公告を行い、3億1,158万円で三栄建設株式会社が落札し、仮契約をしているものでございます。

次に工事の概要でございますが、資料の3ページをお願いします。

外部仕上げでございますが、屋根はフッ素樹脂塗装鋼板ぶきとしております。

外壁は、押出成型セメント板、建具はアルミ製としております。

主な施設でございますが、1階にエントランスホール、アリーナ、ステージ、多目的トイレ、男女トイレ、2階に男女更衣室を配置しております。

その他に、渡り廊下新設工事一式、渡り廊下改修工事及び外構工事一式を行ってまいります。

なお、本工事に伴う電気設備工事及び給排水その他設備工事は、別途工事となっております。

本工事の完成期限は、平成30年3月31日としております。

8月3日に開札を行った結果、参加業者は2者で、先ほど説明しました三栄建設株式会社が3億1,158万円で落札し、現在、同社と仮契約しているものでございます。

資料の4ページに付近見取図、5ページに配置図、6ページから9ページにかけて平面図及び立面図を添付しておりますので、御参照をお願いします。

なお、本件につきましては、9月15日の呉市議会本会議で議決をいただいております。

説明は以上でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第33号「臨時代理の承認について（契約の締結について（和庄中学校体育館建設工事））」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　新設の体育館建設場所は、既存の体育館の場所と同じですか。

沖 本 課 長 　はい、同じ場所に建替えを行うものです。

船 尾 委 員 　建替期間中の体育館の使用はどのようになるのでしょうか。

沖 本 課 長 　体育等の授業に使用できないので、学校と相談し、近隣学校の体育館を使用するなどの対応をしていくようにしております。

上 田 参 事 　ただ今、完成期限を平成30年3月31日としておりますが、国の補助金が原則1年とされております。その関係で、期限を3月末にしておりますが、これは、来年の3月議会において繰越しの要求を行い、実質的な工期は来年の7月末を予定しております。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

佐々木委員 　次回への要望になりますが、もし次に学校の体育館の建替えを行う時は、場所の広さもあるとは思いますが、次の2点を検討してほしいと思います。1点目は男女のトイレ、それから男女の更衣室の配置を考慮していただきたいと思います。2点目は、2階の周りの通路ですが、7ページの資料で、これは周りが全て通路になるのですか。

沖 本 課 長 　窓やカーテンを開閉する場合のスペースとなります。

佐々木委員 　中体連などで体育館を使用する競技の時、複数校の生徒が集まったりします。その際、従来の体育館だと、荷物など置く場所がなく雑然としており、管理するのも大変だと聞いています。また、保護者が応援に来て、観覧席がなく、みんな苦労しているようです。次回の建替え時の要望になりますが、面積があれば、2階通路の拡大も考慮していただければと思います。

上 田 参 事 　御提言ありがとうございます。学校体育館の建設に当たりましては、呉市内で同じような体育館を建設するという事で、内部的な基準を設けております。以前は600から800㎡としておりましたが、近年、災害時の避難所としても利用することを踏まえ、1,000㎡を目途に建設しております。ですから、以前は多目的トイレや更衣室もございませんでした。また、観客席につきましては、学校の体育館においては管理用の通路は設けているが、観客席は設けておりません。通路を観客席として使用できないか、今後研究していきたいと思っております。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

報告第22号 呉市学校給食共同実施校における米飯提供について

教 育 長 次に、日程第4の報告第22号「呉市学校給食共同実施校における米飯提供について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 それでは、報告第22号呉市学校給食共同実施校における米飯提供について御説明させていただきます。

資料の11ページを御覧ください。

本件は、呉市立小学校26校で共通献立・物資の共同調達を実施している呉市学校給食共同実施校について、平成30年度から学校給食の主食を完全米飯で提供することとしましたので御報告いたします。

1の完全米飯の背景でございますが、文部科学省は望ましい食習慣の形成など、教育的意義を踏まえ、米飯給食の一層の推進を要請しておりました。また、呉市学校給食協会献立委員会は、献立の多様化を図るため、米飯提供回数増加を要望しておりました。この度、米飯提供を委託している公益財団法人広島県学校給食会の供給体制が整備されたものでございます。

2の米飯給食実施の経過でございますが、昭和51年に国は米飯給食を推奨する旨の通達をいたしました。昭和54年に呉市は月1回の米飯給食を開始し、昭和55年に週1回、平成元年週1.5回、平成15年に週2回、平成23年に2.5回に増加いたしました。この度、供給体制が整備されたことから、平成30年4月から完全米飯を実施することとしたものです。

3の米飯提供状況でございますが、市内の状況は、表を御参照ください。

4のその他でございますが、完全米飯での提供については、呉市学校給食協会理事会及び評議員会で議決しております。なお、今後も献立に応じて、パン及び麺類も適宜提供してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第22号「呉市学校給食共同実施校における米飯提供について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第23号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

教 育 長 次に、日程第5の報告第23号「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金 本 課 長 報告第23号「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

本件は、北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応につきまして、呉高等学校長、各小中学校長及びゆたか幼稚園長あてに通知した内容につきまして報告させていただくものです。

1枚めくっていただきまして、14ページを御覧ください。資料につきましては、14ページから23ページにわたりますが、18ページ以降につきましては、広島県教育委員会及び文部科学省からの通知文の写しとなっておりますので、本日は、主に本件に係る呉市教育委員会の対応を中心に、説明させていただきます。

14ページの通知文にも示しておりますが、弾道ミサイル落下時の行動につきましては、これまでも、各学校への周知や指導に取り組んでまいりました。今回の文部科学省通知には、弾道ミサイル発射に係る対応の留意事項の中に、学校長の判断によることとなる臨時休業の取扱いについて、「Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合において臨時休業とするか否かは、学校の設置者と協議の上、あらかじめ定めておくこと。」また、「始業前においては、登校前の児童生徒等は自宅待機とし、登下校中又は既に登校している児童生徒等については、別紙のとおり行動をとること等について、あらかじめ注意喚起しておくこと。」と示されております。

ここでいう別紙とは、呉市版のものでいえば、資料の17ページにあります、別紙3「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」を指すものです。

この文部科学省通知の留意事項を踏まえ、呉市教育委員会として、資料15ページに示しております、別紙1のとおり「北朝鮮による弾道ミサイル発射時の対応の基本方針」を定めました。

基本方針につきましては、「1 始業前」「2 始業後」「3 下校中」の対応について示しておりますが、対応を進める上での判断基準としましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートを通じた国民保護情報に基づき、基本方針を定めております。

続いて、1枚めくっていただきまして16ページを御覧ください。

16ページの別紙2は、「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達の流れ」について示したものでございますが、ここに示すフロー図を基に基本方針を説明させていただきます。

北朝鮮による弾道ミサイルが発射され、広島県に影響が及ぶ可能性がある対象地域と判断された場合、国（消防庁）からのJアラートの送信に合わせて、呉市の防災行政無線放送が自動起動し、「緊急情報①」が放送されます。その後は、「緊急情報②、③」、及びその後の「追加情報」等が伝えられます。

「緊急情報②」につきましては、弾道ミサイルの状況により、「緊急情報A」から「C」のパターンに分かれますが、「A」は日本の領土・領海に落下する可能性がある判断した場合、「B」は領土・領海の上空を通過した場合、「C」は領海外の海域に落下した場合となります。

「緊急情報①」が発信された際には、個々の児童生徒の状況に応じて、避難行動をとることが最優先されます。その後は、「緊急情報②」に応じた対応を進めることとなりますが、「緊急情報A」が発信された場合、呉市においては、全ての学校が臨時休業にすることとしております。

また、「緊急情報B」の場合には、その後1時間を目途に登校開始とすること、「緊急情報C」の場合につきましては、その時点から登校することを対応の基本方針としております。

なお、児童生徒の通学方法や通学時間等につきましては、学校ごとに違いがあり、バスや電車の運行状況等により、児童生徒の通学に支障が出る場合もあることから、「緊急情報B」及び「C」が発信された際の、登校開始の時間設定や臨時休業の取扱いにつきましては、各学校の実情に応じて、学校長の判断によることとしております。

現在、各学校では、中学校区内の学校や近隣の学校との連携も図りながら、気象警報発表時の対応と同様に、学校の対応方針を作成しているところですが、保護者や児童生徒を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮した上で、児童生徒への指導をはじめ、保護者や地域の学校関係者、自治会、まちづくりセンター等への周知や協力依頼に係る取組みを進めているところでございます。

報告は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第23号「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 国からの方針を受けて、呉市教育委員会の方針を定めたということですが、各学校においては、今後、この基本方針を受けて各学校独自の基本方針を定めるのでしょうか。それとも、基本的にはこの方針に則って対応するのでしょうか。

金 本 課 長 学校の対応の進め方につきましては、呉市の基本方針に準じた形でというのが大前提となります。ただし、「緊急情報B」と「緊急情報C」の部分で、学校長の判断により修正と加えることもできるとしております。

寺 本 部 長 別紙1を参照していただければと思いますが、これが対応の基本方針となります。1の始業前と、2の始業後の部分につきましては、ほぼ学校において変更ないと思っております。課長が先ほど説明したとおり、3の下校中の※の部分、バス通学やスクールバスで通学している児童生徒については、バス便がなかったり、スクールバス業者との連絡対応等により若干の変更があるとは思いますが、基本的にはこの方針が原則になるので、大きな変更はないと考えております。

船 尾 委 員 はい、わかりました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

佐々木委員 「緊急情報A」と「緊急情報B」との区分けですが、上空を通過した場合、落下物が落ちてくる可能性はあるので、そのフアジーな部分をはっきり線引きしない方が良いのではと思うのですがいかがでしょうか。

金 本 課 長 「緊急情報B」が発信されるのは、上空通過後1時間後という時間設定するということとしております。これは、先般の北海道上空を通過した際、北海道の学校においても、1時間という時間設定をしながら、安全確認の上、登校を再開させたという事例を参考にしながら定めたものです。

寺 本 部 長 佐々木委員が心配されているのは、私たちも同じです。「緊急情報B」は上空を通過なので、通過後に落下物があるかもしれないので、通過後1時間は自宅待機し、外に出ないという設定です。「緊急情報A」は日本に落下する場合なので、絶対外に出ないという違いになります。ここははっきり線引きしなければならないという解釈です。

佐々木委員 上空通過時の偶発事故があるので、「緊急情報B」も直ちに避難する方がいいのではと思います。

寺 本 部 長 「緊急情報①」が発信された時点で避難はしております。「緊急情報B」の時点では既に避難しており、外には出ておりませんので、通過後1時間後に登下校再開となるものです。

佐々木委員 わかりました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
以上で定例会を閉会します。

(15:30)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 森 尾 敬 介)

(平成29年9月27日定例会)